

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

8月6日発行
Vol.168

さんじょうライフ



ふくしまから
はじめよう。
Future From Fukushima.

皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

目次

8/3 日 南相馬市HP「フォトレポ」から

サービスエリア利活用拠点施設
安全祈願祭・起工式

8月3日(日)、常磐自動車道南相馬鹿島サービスエリア（鹿島区浮田地内）に隣接して建設する「サービスエリア利活用拠点施設」の安全祈願祭と起工式が行われました。

敷地面積約14,000㎡の中に物販振興施設や駐車場を整備し、平成27年のゴールデンウィークまでにオープンを予定しています。



●南相馬市HP「フォトレポ」から

- ・サービスエリア利活用拠点施設
安全祈願祭・起工式 ----- 1
- ・平成26年度相馬野馬追 ----- 2

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 4
- 浪江町 ----- 7
- 双葉町 ----- 12
- 大熊町 ----- 13
- 富岡町 ----- 17

●交流ルームひばり通信

- ・報告!! 三条夏まつり民謡踊り流しに
参加しました ----- 19
- ・手持ち花火プレゼント ----- 19
- ・8月の「ひばり」 ----- 20



道の駅南相馬 観光交流館内
南相馬ふるさと回帰支援センター
マスコットキャラクター「のまたん」

7/26(土)～28(月)

平成26年度相馬野馬追



【26日】総大将出陣式



【26日】総大将お迎え



【26日】総大将お迎え



【26日】宵乗り競馬



【26日】盆踊り



【27日】お行列



【27日】お行列



【27日】お行列



【27日】来場者の皆さん



【27日】甲冑競馬



【27日】神旗争奪戦



【27日】神旗争奪戦



【28日】野馬懸



【28日】野馬懸



南相馬市からのお知らせ

南相馬市民の避難状況

※南相馬市外に避難している人数

【都道府県別】

2014.7.31現在（南相馬市HPより）

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
福島県	5,343	群馬県	193	石川県	31	長崎県	8	山口県	2
宮城県	1,980	山梨県	90	京都府	28	島根県	6	高知県	2
新潟県	806	北海道	81	沖縄県	22	熊本県	6	和歌山県	1
山形県	791	長野県	78	福井県	21	福岡県	5	徳島県	-
東京都	703	秋田県	71	青森県	19	三重県	4	鳥取県	-
茨城県	637	岩手県	68	岐阜県	12	奈良県	3	宮崎県	-
埼玉県	605	静岡県	65	滋賀県	12	香川県	3	鹿児島県	-
栃木県	484	愛知県	46	広島県	11	愛媛県	3	海外	13
千葉県	463	兵庫県	38	滋賀県	9	佐賀県	3	合計	13,208
神奈川県	398	大阪府	33	富山県	8	大分県	3		(7/24 13,284)

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
相馬市	1,409	喜多方市	61	三春町	20	北塩原村	5	合計	5,343
福島市	1,340	本宮市	33	会津美里町	16	玉川村	5		
いわき市	697	会津坂下町	32	西会津町	13	泉崎村	4		
郡山市	534	猪苗代町	28	田村市	12	浅川町	3		
会津若松市	283	西郷村	27	磐梯町	9	広野町	3		
新地町	257	川俣町	26	金山町	7	国見町	2		
二本松市	122	南会津町	25	下郷町	6	天栄村	2		
伊達市	114	桑折町	22	矢吹町	6	鮫川村	2		
須賀川市	94	鏡石町	21	矢祭町	6	石川町	2		
白河市	66	棚倉町	21	古殿町	6	小野町	2		



みなみそうまチャンネル

Channel assist by yoozma www.yoozma.jp



電話でのお問合せ
TEL:0244-24-1222

南相馬市

今週の番組(90分) ※パソコン視聴・アクティブライブ配信

1. オープニング&今週の番組 [0分~]
2. 平成26年度 市役所便り 第14回 危機管理原子力損害担当理事 [2分~]
3. 平成26年度 市役所便り 第15回 地域医療担当理事 [9分~]
4. 平成26年度 福島県吹奏楽コンクール相双支部大会 [19分~]
5. 南相馬市対策地域内 廃棄物処理業務(減容化处理)起工式 [49分~]
6. 平成26年度 市役所便り 第16回 企業誘致担当理事[59分~]
7. 平成26年度 市役所便り 第17回 復興企画部長 [64分~]
8. 市長訪問報告 ALT(外国語指導助手)退任挨拶 [78分~]
9. いきいき体操 [84分~]
10. 南相馬ひばりエフエム 障害による停波のお知らせ [87分30秒~]
11. 旧警戒区域ライブカメラのお知らせ [89分~]

[午前10時24分~/午後1時24分~/午後4時24分~]

旧警戒区域ライブカメラ放送

番組内容 [8/6~8/12]

相馬野馬追総集編を放送

平成26年度相馬野馬追の総集編として8月13日(水)から、3日間の全記録の放送を予定しています。



原子力損害賠償紛争解決(ADR)センター相双支所の移転について

8月4日HP更新

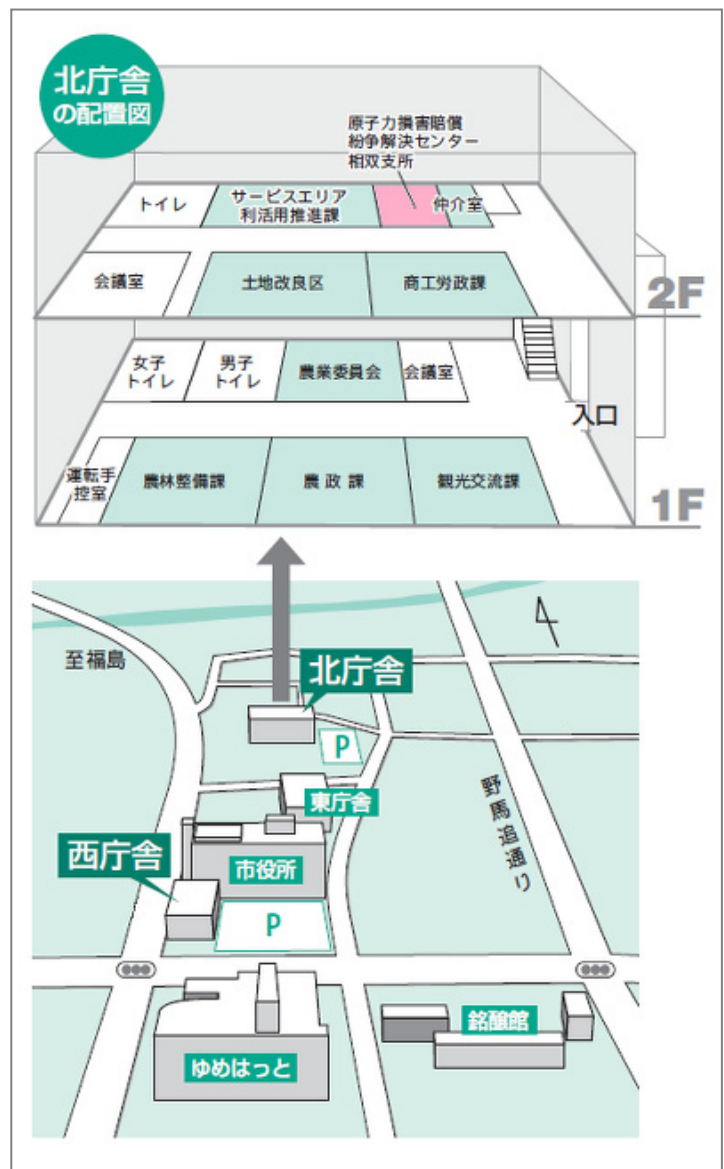
移転先

南相馬市役所北庁舎 2階
 (南相馬市原町区本町二丁目1番地)

業務開始日時

9月1日(月) 午前9時～

※なお、8月29日(金)までは、
 従来の場所(福島県南相馬合同庁舎
 南庁舎4階403号室)で業務を行って
 います。



問い合わせ

原子力損害賠償紛争解決センター



0120-377-155

受付時間: 平日午前10時～午後5時

南相馬市役所 復興企画部 原子力損害対策課

TEL 0244-24-5337

平成27年4月採用予定 南相馬市職員募集

《高卒程度(一般行政・電気・機械)》

8月1日HP更新

復興に向けて地域貢献への情熱のある方の応募をお待ちしています。

職種

高卒程度:一般行政、電気、機械

受付期限

8月27日(水)

受験申込受付は簡易書留による郵送に限ります(8月27日までの消印有効)。

受験案内・申込用紙

次の方法で取得できます。

- (1) 南相馬市役所市民課総合案内係および各区役所市民福祉課総合案内係で交付します。
月曜日～金曜日:午前8時30分～午後5時15分 各総合案内係で交付
土曜日・日曜日:午前8時30分～午後5時 各日直窓口(小高区役所を除く)で交付
- (2) 郵便で請求できます。
封筒の表に「受験申込書(高卒程度)請求」と朱書きし、返送用に120円切手を貼った宛先(自分宛て)を明記した角2号封筒を必ず同封して、請求してください。
- (3) ホームページからダウンロードできます。

採用予定人員ほか

採用予定人員	高卒程度 〔一般行政〕3人程度 〔電気〕 1人程度 〔機械〕 1人程度
受験資格	〔一般行政〕平成5年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方 〔電気〕平成5年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方で高等学校、高等専門学校で電気または電子の専門課程を履修した方 〔機械〕平成5年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方で高等学校、高等専門学校で機械の専門課程を履修した方 ただし、いずれも、四年制大学を卒業した方または四年制大学を平成27年3月までに卒業見込みの方を除く。
試験日	平成26年9月21日(日)
試験会場	南相馬市役所 本庁舎3階(南相馬市原町区本町二丁目27番地)
試験内容	教養試験、適性検査 ※2次試験あり

問い合わせ

総務部 総務課

TEL 0244-24-5222



浪江町からのお知らせ

国道6号 浪江町から南相馬市小高区の路面段差を修繕します

7月31日HP更新

国道6号の双葉郡浪江町大字高瀬から南相馬市小高区大井区間について、震災により生じた車道段差の解消のため、補修工事を行います。

なお、工事期間中は昼間片側交互通行となります。一時立入りの際はご注意ください。

交通規制期間

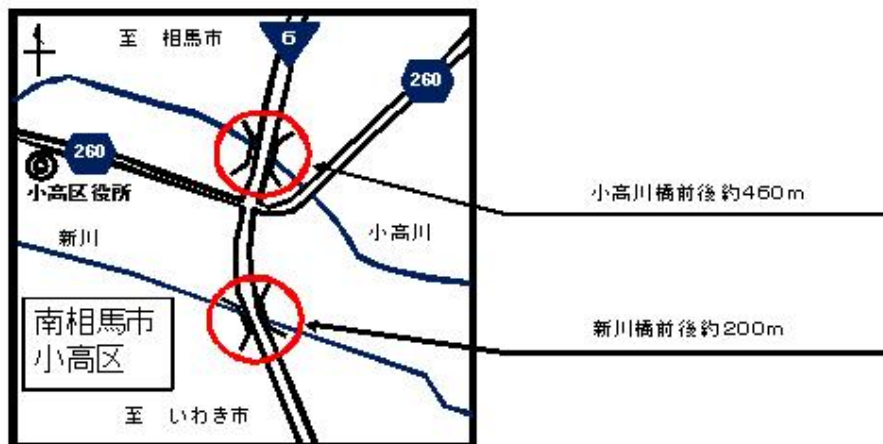
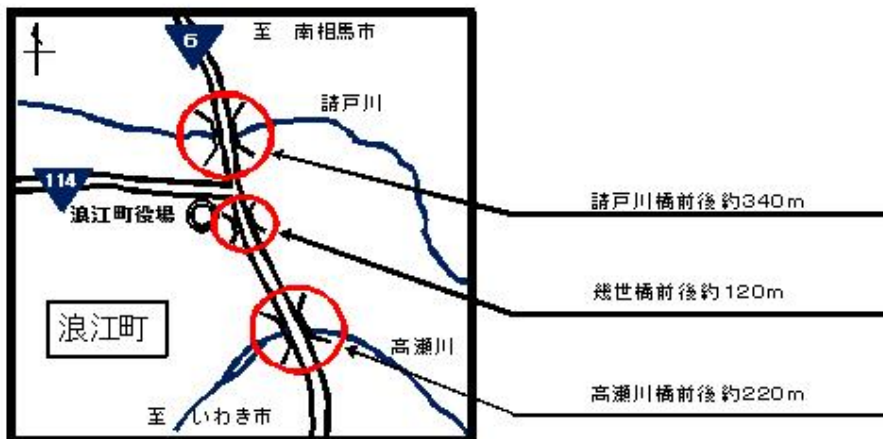
7月31日(木)～9月10日(水) 午前8時30分～午後5時
(うち、8月9日(土)～8月17日(日)および毎週日曜日を除く)

※浪江区間については、8月18日(月)からの着工となります。

※場合によっては夜間片側交互通行になることもあります。

修繕箇所

橋梁(きょうりょう)ごとに順次施行していきます。



問い合わせ

国土交通省 東北地方整備局 磐城国道事務所 原町維持出張所

TEL 0244-22-2530

被災家屋等の解体申請の受付センターの開設について

【環境省からのお知らせ】

8月1日HP更新

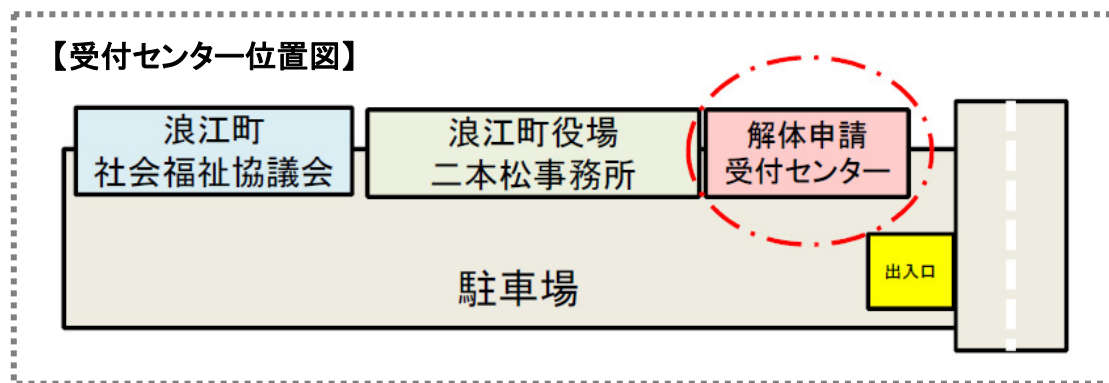
この度、東日本大震災により被災した家屋等の解体申請の受付センターを開設することとなりました。

被災家屋等の解体をご希望の方は、受付センターまでご相談ください。

なお、被災家屋等の解体申請につきましては、半壊以上の建物に対する「り災証明書」等が必要となりますので、解体申請の前にご準備ください。

解体申請の受付センター所在地


浪江町二本松事務所敷地内東側プレハブ
(福島県二本松市北トロミ573番)



申請受付対応者

株式会社 高島テクノロジーセンター(環境省業務受託業者)

受付電話番号

 0120-603-016 (受付時間:午前8時30分～午後4時30分)

受付対応期限

平成27年3月31日(土、日、祝日、年末年始を除く)

解体申請の対象となる被災家屋

(1)、(2)、(3)全てに該当するものが対象です。

(1) 東日本大震災で被災した居宅、附属建屋(倉庫、物置等)、事務所、店舗(以後『家屋等』とする)であること

※事務所、店舗については中小企業法第2条に定める中小企業の事務所、店舗に限ります。

(2) 浪江町役場で交付する建物に対する「り災証明書」で、「り災」の程度が「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」に判定されていること


※建物に対する「り災判定書」の申請は、浪江町役場二本松事務所町民税務課および各出張所(桑折出張所を除く)へ申請してください。

(3) 避難指示解除準備区域または居住制限区域の家屋等であること

次ページへ続きます 


解体申請の際に事前に準備するもの

①身分証明書の写し



運転免許証など、顔写真入りのもの。顔写真入りのものがない場合は健康保険証と年金手帳など、複数の公的証明書をお持ち下さい。

②平成22年度固定資産課税台帳登録事項明細書【本人控え用】の写し

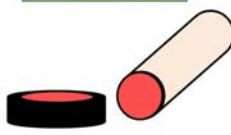


申請を行う家屋に関する平成22年度固定資産課税台帳登録事項明細書【本人控え用】(または、申請を行う家屋に関する名寄帳)

※1 原子力損害賠償のため、役場から平成25年2月に青い封筒で送付したものです。

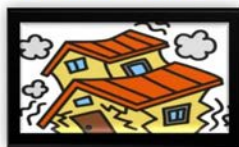
※2 浪江町役場二本松事務所町民税務課及び各出張所で取得出来ます。取得出来る方は所有者本人に限ります。(所有者本人以外は委任状が必要です。)

③印鑑




認印をお持ち下さい。

④解体申請を行う家屋等が確認出来る写真




⑤建物に対するり災証明書の写し



解体申請に関する留意点

- (1) 浪江町が、り災証明書を交付しない家屋等(※)については、解体申請を受け付けた後、環境省が被害状況の調査を行います。この調査の結果等から、浪江町が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」の被害状況であると判定した場合、解体の対象とします。
※り災証明書を交付しない家屋等とは「居宅」以外の建物[附属建屋(倉庫、物置等)]および「中小企業法第2条に該当する店舗ならびに事務所」以外の建物を指します。
- (2) 家屋等に、複数の所有者が存在する場合(家屋等が共有の場合、家屋等に抵当権者がいる場合など)は、他の権利者の方の同意の取得をお願いします。
- (3) 東京電力との賠償の手続きが終了していない家屋等について解体申請を行おうとする場合は、事前に東京電力に相談することをお勧めします。
- (4) 解体工事の対象範囲は、家屋等の地上部分(基礎を含む地面より上の部分)になります。浄化槽などの地下工作物、擁壁等は対象外となります。ただし、門扉や塀等の工作物で倒壊が著しく、家屋と一体的に解体する必要がある場合は対象となります。
- (5) 解体工事の順序については、倒壊の危険性が高い家屋および除染が進んでいる行政区から優先して行います。
- (6) 解体工事の着手については、災害廃棄物仮置場の造成後に行います。準備が整いましたら改めてご連絡します。

次ページへ続きます 

浜通り×さんじょうライフvol.168

9

- (7) 家屋等の解体に必要な「り災証明書」とは、平成23年に町民の皆さまに浪江町が発行した個人に対する「り災証明書」ではありません。建物に対する「り災証明書」をご用意ください。
- (8) 建物の「り災証明書」の申請をもって家屋等の解体申請とはなりません。解体を希望する方は、建物に対する「り災証明書」の発行後、受付センターへの申し込みが必要となります。

行政区ごとの受付期間

受付期間	行政区(帰還困難区域を除く)
7月15日(火)～8月29日(金)	酒田・高瀬・立野下・藤橋・幾世橋・北幾世橋(北・南)・北棚塩
9月1日(月)～10月31日(金)	西台・権現堂(1区から8区)・佐屋前・樋渡・牛渡
11月4日(火)～12月26日(金)	川添(北・南)・上ノ原・苅宿・加倉・立野上・立野中
平成27年1月5日(月)～3月31日(火)	田尻・小野田・谷津田

※ 解体申請の受け付けは、行政区単位で進めます。
 ただし、指定した受付期間に受け付けが困難(期間内に来られない、り災判定が受付期間中に出ない等)な場合は、指定した受付期間以外でも受け付けします。

【帰還困難区域に立地している家屋等について】

対応方針を検討中のため、現時点では解体申請の対象となりません。

【津波により被災した家屋等について】

沿岸部の災害廃棄物の収集および選別作業が終了次第、家屋等の解体を実施します。解体時期が近づきましたら、建物の所有者へ改めてお知らせします。

問い合わせ

ふるさと再生課 廃棄物対策係

TEL 0240-34-0230

森林土地所有者の届出が義務となりました — 森林所有者届出制度 —

8月1日HP更新

平成23年4月の森林法改正により、平成24年4月以降、森林の土地の所有者となった方は、市町村長への事後届出が義務づけられました。

届出対象者

個人・法人に関わらず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。

届出期間

土地の所有者となった日から90日間以内に、取得した土地のある市町村の長に届出してください。

問い合わせ

産業・賠償対策課 農林水産係

TEL 0243-62-1107

避難中の住まいや町内の生活に関する「住民意向調査」を実施します

(8月8日頃発送予定)

8月4日HP更新

本年度も、住民意向調査を実施します。

この住民意向調査で回答していただく、**皆さま一人ひとりの意見は、今後の町の政策を決定する上で重要なもの**と位置付けていますので、協力をお願いします。

昨年度の住民意向調査については、次のとおり活用しました。

1. 県営の復興公営住宅の内、浪江町の整備戸数が大幅に増加しました。
2. 皆さまの意向を参考として、復興まちづくり計画を策定しました。

調査目的

- 町外の復興公営住宅の必要戸数を把握することで **復興公営住宅の整備戸数に反映します。**
- 町内の住宅需要と必要戸数を把握することで **町内の住宅整備に反映します。**
- 町内外での住居・生活の支援に関する需要を把握することで **町内外の支援施策に反映します。**

実施主体

国(復興庁)・福島県・浪江町

調査対象

各世帯の代表者

調査方法

郵送によるアンケート方式(記名式)

実施期間

8月8日(金)～8月22日(金)

回答の手順

1. 調査票を世帯の代表者へ郵送します。
2. 調査票に世帯の意向を記載してください。
3. 返信用封筒に調査票を入れてポストへ投函してください。

住民意向調査の結果公表

調査結果がまとめ次第「広報なみえ」や「浪江町ホームページ」などで公表します。

問い合わせ

復興推進課 まちづくり整備係

TEL 0243-62-4731



双葉町からのお知らせ

町長メッセージ

8月1日HP更新

平成26年度の町の重点事業であります「ICTきずな支援システム事業」について、町民の皆さまにお知らせいたします。

この事業は、東日本大震災と原発事故により全国各地に分散避難した町民の皆さまの絆を繋ぎとめ、発展させていくための施策として、実施するものであります。



具体的には、ICT(情報通信技術)を活用して、情報の円滑かつ迅速な提供と、従来また新しいコミュニティの維持・発展、及び町民の交流機会の創出を図ることを目的に、利用を希望される世帯に対して、タブレット型情報端末を配付(無償貸与)するものであります。

このタブレット型情報端末には、町のお知らせや利用者間の交流が図れる機能などが盛り込まれた「きずなシステム」アプリケーションや町民の皆さまの生活に役立つアプリケーションを組み込む予定としております。

なお、町民の皆さまの中で、端末機器の操作に不慣れで苦手意識があり、利用を敬遠しがちな傾向がある方に対して、充実したサポート体制を構築し、誰もが安心して継続して利用していただけるよう、きめ細やかなサポートを実施していくこととしております。

現在、タブレット型情報端末などの疑問や不安などを解消していただくため、8月11日までの予定で県内外25回にわたり、タブレット事前説明会を実施しているところでもあります。

申し込みの概要については、お送りしている「タブレット型情報端末申込の手引き」のとおりとなっておりますので、町民の皆さまには、ぜひタブレット型情報端末をご活用いただきますようご案内申し上げます。

8月に入り、暑さの厳しい時季となりましたので、町民の皆さまにおかれましては、くれぐれも健康に留意され、お元気でお過ごしになられますようお願いいたします。

双葉町長 伊澤 史朗



大熊町からのお知らせ

墓石等の賠償に係る町内公営・共同墓地住所について

8月1日HP更新

7月23日から東京電力による墓石等の修理に係る賠償が開始されました。今回の賠償では、請求書に墓地所在住所の記入が必要(墓地の所在地の番地が不明な場合は「字」まで記入)となりますので、参考にしてください。

	墓地名称	所在地(台帳番地、代表※)
1	中屋敷公営墓地	野上字旭ヶ丘251番地2
2	井戸神沢公営墓地	野上字湯ノ神41番地
3	砂出公営墓地	野上字湯ノ神427番地
4	下谷地公営墓地	野上字諏訪594番地
5	南金谷公営墓地	下野上字清水50番地
6	鈴内公営墓地	下野上字大野147-1番地
7	清水第2公営墓地	下野上字原188番地
8	清水第1公営墓地	下野上字原190番地
9	上総屋敷公営墓地	大川原字西平513番地
10	高田公営墓地	大川原字西平246番地
11	山神平公営墓地	大川原字南平332番地
12	上平公営墓地	大川原字南平418番地
13	中ノ内公営墓地	熊字旭台667番地
14	紫蔵沢公営墓地	熊字新町357番地
15	行津公営墓地	熊字滑津626番地1
16	兔内公営墓地	熊字館253番地
17	大塚平公営墓地	熊字熊町854番地
18	小良浜公営墓地	小良浜字高平858番地
19	小熊田原公営墓地	熊川字八坂272番地
20	遍照寺	熊川字古館155番地
21	女迫公営墓地	熊川字久麻川62番地
22	西原公営墓地	小入野字東平752番地
23	北原第1公営墓地	小入野字東平91番地
24	北原第2公営墓地	小入野字東平124番地
25	二枚橋公営墓地	小入野字東大和久459番地
26	中谷地公営墓地	夫沢字大453番地
27	夫沢公営墓地	夫沢字大35番地
28	下団子橋公営墓地	夫沢字長者原567番地
29	上団子橋公営墓地	夫沢字長者原517番地
30	棚和子公営墓地	夫沢字中央台904番地
31	五郎四郎公営墓地	夫沢字中央台271番地
32	荒田公営墓地	夫沢字中央台691番地
33	中央台霊園	夫沢字中央台11-5

※複数の地番にまたがる墓地については、代表的な地番を示しました。
実際の墳墓が所在する地番と異なる場合がありますのでご注意ください。

問い合わせ

企画調整課 賠償対策係

☎ 0120-26-3844(代)

国民健康保険高齢受給者証および後期高齢者医療保険被保険者証の交付 について

8月1日HP更新

国民健康保険高齢受給者証(70歳から74歳の方)および後期高齢者医療保険被保険者証が8月1日から更新になり、役場に登録されている避難先の住所へ郵送しています。

有効期限の切れたものは、次のいずれかの方法で処分してください。

- ①役場住民課国保年金係まで持参する。
- ②会津若松出張所住民課国保年金係宛てに郵送する。
- ③自身で細かく切って破棄する。

また、8月になっても届かない場合には、役場住民課国保年金係までお問い合わせください。

※一部負担金等免除証明書について

国民健康保険および後期高齢者医療保険に加入している方に発行している一部負担金等免除証明書の有効期限は、**平成27年2月28日まで**となっております。

今回の送付には同封されていません。現在お持ちの一部負担金等免除証明書を被保険者証と一緒に使用してください。

問い合わせ

住民課 国保年金係

 0120-26-3844(代) 内線:540、541

国民年金保険料免除等の申請について

8月1日HP更新

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難指示・屋内退避指示を受けた市町村に平成23年3月11日時点で住所を有していた方は、本人からの申請に基づき国民年金保険料が全額免除になります(免除期間の年金給付は、満額給付に対して2分の1で計算されます)。

平成26年度分の免除申請は、平成26年7月から受け付けしています。

また、平成26年4月から法律が改正されて、2年1カ月前の月分までさかのぼって免除申請をすることができます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、役場住民課国保年金係または近くの年金事務所へご相談ください。

問い合わせ

住民課 国保年金係

 0120-26-3844(代) 内線:540、541

モニタリングカーでの大熊町内空間線量率測定結果について

8月4日HP更新

モニタリングカーを使用した大熊町内空間線量率測定結果が行われました。
計測方法は、モニタリングカーによる走行サーベイにて、主要道路上の地上1メートルにおける空間線量率を10メートル間隔で測定しています。
測定期間は平成26年3月18日～4月22日です。
今後もモニタリングを定期的実施し、順次公表していく予定です。

今週号に、測定結果図を添付しました。

※大熊町の世帯のみ

問い合わせ

環境対策課

☎ 0120-26-3844(代)

熊川稚児鹿舞が4年ぶりに復活しました ～おおくま・甲和会夏まつり～

8月4日HP更新

「おおくま・甲和会合同夏まつり」が7月20日(日)、会津若松市の一箕町長原地区仮設住宅で開かれ、大熊町熊川地区の伝統芸能「熊川稚児鹿舞」が4年ぶりに披露されました。

東日本大震災の津波で衣装や楽器が流され、福島第一原発事故に伴う避難もあって中断していましたが、地元小学生や保存会の努力で復活しました。

鹿児(ししこ)を務めた子どもたち4人は、2年ほど前から練習を始め、保存会の指導のもとで細かな動きなどを身に付けました。今年4月には衣装や楽器も新調し、復活への準備が整いました。「本番」では4人が保存会の演奏する笛や太鼓に合わせて見事に踊り切り、町民から拍手を受けました。

合同夏まつりは、東京都江戸川区の小岩地区を中心に提灯神輿(ちょうちんみこし)や出店の運営などに取り組んでいる甲和会が、昨年からは仮設住宅自治会とともに実施しています。

当日は勇壮な提灯神輿が会場を練り歩き、おなじみの「相馬盆唄」での盆踊りが繰り広げられました。ヨーヨー釣り、的当てなどのゲームや「なみえ焼そば」などの出店が、夏の日をにぎやかに演出していました。



会津若松の復興公営住宅が着工しました

8月4日HP更新

福島県が会津若松市に整備する復興公営住宅、年貢町団地2、3号棟の安全祈願祭が、7月9日(水)、市内門田町の現地で行われました。県発注の復興公営住宅では初めてとなる木造で、温かみのある仕上がりにになると期待されています。

建設するのは3LDK2戸、2LDK6個の合計8戸。来年1月までに完成する予定です。

安全祈願祭では、くわ入れや玉串をささげて工事の無事を祈りました。渡辺利綱町長は「町民にとって大きな希望につながり、仮設住宅での不便な暮らしが一変し、安心して生活できると期待する」と述べました。

同市には合わせて100戸の復興公営住宅を計画しており、このうち70戸が着工済みとなりました。



問い合わせ

大熊町役場会津若松出張所

☎ 0120-26-3844(代)

福島第一原子力発電所20km圏内の測定結果について

8月5日HP更新

No.	住所(測定位置)		空間線量率(μ Sv/h)									線量計
			6/5	6/12	6/19	6/26	7/3	7/10	7/17	7/24	7/31	
23	夫沢	西北西約2.3km	8.2	8.0	8.4	8.0	7.9	7.3	7.8	7.7	7.8	NaI
25	野上	西約14km	1.4	1.3	1.3	1.4	1.3	1.2	1.3	1.2	1.3	NaI
26	野上	西約11km	1.3	1.3	1.4	1.0	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	NaI
29	夫沢	西約2.4km	17.8	17.8	18.4	12.6	12.5	10.5	11.4	11.1	11.4	IC
30	夫沢	西約2.6km	10.9	10.7	11.3	11.0	10.7	10.1	10.5	10.6	10.5	NaI
34	大川原	西南西約7.5km	0.9	0.9	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	NaI
35	野上	西南西約6.6km	5.2	5.1	5.2	5.2	5.2	5.0	5.0	5.0	5.1	NaI
36	下野上	西南西約4.8km	3.2	3.2	3.3	3.2	3.3	3.2	3.3	3.2	3.2	NaI
37	夫沢	西南西約3.0km	28.0	25.8	26.5	26.6	24.9	26.7	27.7	27.6	28.2	IC
38	小入野	西南西約3.7km	3.6	3.6	3.6	3.7	3.5	3.3	3.5	3.6	3.5	NaI
47	熊川	南南西約3.7km	18.2	17.5	19.0	18.6	17.9	17.9	18.3	18.1	18.3	NaI
50	熊川	南約4.0km	8.5	8.4	8.7	8.5	8.5	8.3	8.4	8.4	8.3	NaI

線量計の種類 NaI : NaI(ヨウ化ナトリウム)シンチレータによる値 / IC : 電離箱による値
測定実施者:電力会社

問い合わせ

原子力規制庁 監視情報課

TEL 03-5114-2125



富岡町からのお知らせ

個人線量計(Dーシャトル)の貸し出しについて

8月4日HP更新

これまで、町では電子式線量計を世帯ごとに貸与しています。

(富岡町内への一時立入り時や、現在居住の地域でご利用いただいています。)

本年度から個人ごとに一年間の積算線量が計測でき(充電は不要)、ご自宅において累積値が確認できる個人線量計と表示器の貸し出しを行います。

町民の皆さまが自ら外部被ばくの状態を知ること、放射線に対する不安の解消や、今後の長期にわたる健康管理を目的としていますので、積極的にご活用ください。

申込方法

貸し出しを希望する方は、借用申込書兼同意書に必要事項を記入の上、郵送で町役場郡山事務所までお申し込みください。

申込書のダウンロードができない場合には、町コールセンターまでご連絡ください。

貸出対象

平成23年3月11日に富岡町に居住していた方および平成23年3月11日以降婚姻・出生等により富岡町に転入した方(年齢は問いません)

貸出期間

貸与から1年間

※1年後に結果報告の作成、機器の校正のため回収します。

結果報告

1年間の着用後に回収し、年間の報告書をお送りします。

また、役場郡山事務所、いわき支所、三春・大玉出張所において、詳しいデータを専用のパソコンで確認できます。

表示器について

自宅で積算線量を表示できる機器は世帯あたりに1台の貸し出しとなります。

総積算線量・前日1日分の積算線量が表示されます。

その他

貸し出しとなるため、故意の紛失や破損等された場合には、申請者の負担において弁償していただくことがあります。

また、結果のデータについては、個人を特定しない形で公表する場合があること、富岡町および福島県県民健康調査の健康管理データとして利用されることに同意をお願いしています。

ただし、同意されない場合においても、線量計の貸し出しは可能ですが、その場合には申し込みの際にお伝えください。

次ページへ続きます

個人線量計「D-シャトル」について

1. D-シャトルの特徴

- ・ 小型、軽量で身に付けていて負担になりません。
- ・ 電池交換、充電の手間がなく、約 1 年間の連続使用が可能です。



左から D-シャトル線量計、表示器
(D-シャトルは希望者に各自 1 個、表示器は 1 世帯に 1 個貸し出します。)

2. D-シャトルの使い方

① 身に着けるとき



- ・ D-シャトルは同封する透明ケースに入れ、携帯してご使用ください。
- ・ お手元に届いたときから測定を開始しています。

② 日々の線量の確認



- ・ D-シャトルを表示器に差し込むことで日々の線量をお手元で確認することができます。
- ・ 総積算線量と 1 日（前日）の積算線量が表示されます。

③ 専用パソコンでの詳細データの確認



- ・ 町指定の場所に設置された専用パソコンに D-シャトルを差し込むことで、詳細なデータをグラフで確認することができます。
(月別、日別、時間別の線量をグラフ化)

④ 使用から約 1 年が経ったら…

D-シャトルを回収し報告書に結果をまとめてお届けします。希望者には次年度分の D-シャトルを貸し出します。

問い合わせ

健康福祉課 放射線健康管理係

0120-33-6466

報告!! 三条夏まつり民謡踊り流しに参加しました

8月1日(金)から開催された第10回三条夏まつりの市民民謡踊り流しに参加しました。

今回で4回目の参加でしたので、少し常連さんの仲間入りをし、参加している他の団体や、見学している市民の皆さんからも、温かい応援をいただきました。

三条音頭は、昨年より手と足が揃い、立派な踊りになりました。三条おけさは、教えてくださいくださったお二人の先生も応援に駆け付けて、少ない人数でしたが無事踊りきりました。



来年も参加、よろしくお願いします。

手持ち花火プレゼント

先日、三条市役所を通してご寄付をいただきました。

交流ルーム「ひばり」では相談の結果、夏休みの子どもたちに楽しんでもらえる花火を購入することにしました。

全員にはお配りできませんが、手持ち花火のセットを12袋準備しました。

ご希望の方は、交流ルーム「ひばり」までご連絡ください。

申し込み・問い合わせ
交流ルーム「ひばり」
TEL 0256-33-8650



8月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
★版画教室 第2・4水曜日午前10時～正午				7日	8日	9日
★茶話会&簡単な手芸教室 第1・3・5水曜日午前10時～午後2時				ひばり休み 浜通り配布		キャンプ 体験
						ひばり休み
10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日
キャンプ 体験			ひばり休み	ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み	
ひばり休み	ひばり 午後休み					
17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日
		ひばり休み	ひばり 茶話会	ひばり休み 浜通り配布		豊岡訪問
						ひばり休み

問い合わせ

交流ルーム ひばり(総合福祉センター内)

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[開館時間] 9:30～15:00

被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	電話番号	以下の町は役場機能が移転しています。
南相馬市	0244-24-5232	浪江町:平石高田第二工業団地内 (二本松市北トロミ573番地)
浪江町	0243-62-0123	双葉町:双葉町役場いわき事務所 (いわき市東田町2-19-4)
双葉町	0246-84-5200	大熊町:会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松市追手町2番41号)
大熊町	0120-26-3844	富岡町:郡山市大槻町西ノ宮48-5
富岡町	0120-33-6466	
川内村	0240-38-2111	
いわき市	0246-25-0500	
郡山市	024-924-2491	

三条市に避難している 世帯数と人数(2014.8.6 現在)

市町村名	世帯数	人数
南相馬市小高区	35	81
南相馬市原町区	5	8
南相馬市鹿島区	1	3
浪江町	8	20
双葉町	4	8
大熊町	1	1
富岡町	2	2
川内村	1	3
いわき市	1	4
郡山市	6	17
合計	64	147

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511